

障害のある人の人権と地域生活を考える関西フォーラム ～安永健太さん死亡事件の真相究明を通して～ アピール

猛暑続く8月の終わり、7回忌を前に、安永健太さん死亡事件の真相究明を求め、障害のある人の人権と地域生活を考えようと、関西、西日本各地から200名を超える人たちが、ここ京都に集いました。

2007年9月25日、安永健太さんは通所施設の帰り道、5人の警察官に突然取り押さえられ、後手錠をかけられ、何が起きたのかわからないまま命を奪われました。知的障害がある25歳の青年は、警察官から逃れようと100カ所以上の傷を負いながら、自らの命を守るため必死に抵抗しました。

その後、家族は真相究明を求めて刑事告訴に立ち上がりました。一旦は不起訴とされたものの、公正な裁判を求める11万人もの署名が全国から集められ、戦後わずか0.1%しか起こせなかった付審判決定による裁判をかちとりました。

しかし、「警察官が殴ったかどうか」だけが争われた刑事裁判は、「保護行為は適切であり、殴ったとは言えない」とし、2012年9月、最高裁での上告棄却をもって被告の警察側は無罪となり、刑事裁判は終了しました。ほとんどの証拠書類を警察が所持している中で、調査能力がない弁護士が検察役を務める付審判裁判の限界と司法関係者の障害に対する無理解が露呈された不当な判決といわざるを得ません。

現在は、民事裁判の場で、健太さんの命を奪った警察官たちの責任と真相究明、「保護行為」とは言えない警察行為の不当性を、そして障害のある人の人権を守るための警察活動の在り方や警察組織・行政組織の責任を問う闘いを行っています。そして、年内結審という重大な時期を迎えています。

障害者権利条約は、障害のある人が地域で生活することを権利としました。その実現のためには、「身体的自由および安全」の権利や「非人道的な」取扱い、「あらゆる形態の搾取、暴力および虐待」の禁止が明記され、それからの保護をうたった内容は、最も土台をなすものであり、まさしく今回の裁判で問われている問題でもあります。

改正障害者基本法では、「司法手続きにおける配慮等」に関わって、国又は地方公共団体は「障害者とその権利を円滑に行使できるようにするため・・・個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する・・・」とされました。

しかし、今日のシンポジウムでも語られたように、各地で障害に対する無理解から警察などによって障害のある人への不当な扱い・不審者扱いが繰り返されています。最近では、過剰反応の傾向すらあります。一方で、障害関係団体による警察に対する啓発・教育活動、専門家チームによる警察組織への粘り強い働きかけも進んできています。

安心・安全に地域で暮らしていくために必要なしくみやネットワークをどう構築するか、障害のある人に対する無理解・無関心からくる不条理な出来事を繰り返さないために、私たちの日々の働きかけが重要となり、また、障害のある人を受け入れる社会のあり方が問われています。

わたしたちは、安永健太さんの死亡事件の真相究明と二度とこうした事件を繰り返さないためにも、裁判での勝利を目指して、ご遺族と共にたたかっていくことを決意します。

すべての障害のある人が地域で安心して暮らしていける共生社会を目指して、一人でも多くの市民の皆さんのご理解とご支援を呼びかけます。

2013年8月28日

障害のある人の人権と地域生活を考える関西フォーラム参加者一同

障害のある人の人権と地域生活を考える関西フォーラム

「障害のある人の人権と地域生活を考える関西フォーラム」が、8月28日にキャンパスプラザ京都で行われ、関西圏を中心に200名以上の参加がありました。

警察官にあこがれていた「安永健太さん」の命が何故奪われたのか、あらためてその対応に疑問を持たざるを得ませんでした。今後の裁判（民事）で真相が明らかになるよう、私たちは支援の輪も広げて行かなければなりません。

私の住む堺市でも同様の取り押さえでの死亡事件が発生していますが、第二部のシンポジウムでは各地で障害者が不当に扱われている事件や事故が起きていることを再確認しました。

障害に対する無理解・無関心からくる不当な扱いや不審者扱いされる事例は、いつ周りで起きるかも知れません。各地で実践されている取組みに学びながら、地域とのつながりの大切さ、日常的な私たちからの働きかけが必要と考えます。

障害のある人たちが安心して暮らしていける社会を目指し、多くの方に理解を広げていきたいと思えます。



大阪支部 支部長
山本 伸二

※学習会の案内

肢体障害者二次障害検討会学習会

「医療リハビリテーション、打ち切り問題を考える」

日時：2013年10月14日（祝・月）体育の日

時間：午後1時30分～午後4時

場所：エルおおさか（大阪府立労働センター）5階研修室2

（最寄り駅：地下鉄谷町線「天満橋」駅）

内容：◎ 講演：医療リハビリテーション打ち切り問題を考える

～これまでの改定の経過等を踏まえて～

講師：山口真実氏（大阪保険医協会事務局）

◎ 映画：「生命のことづけ」～死亡率2倍障害のある人たちの3.11～

日本障害フォーラム製作

※終了後、相談コーナー（医師及びピアカウンセリング）を行う予定。

参加費：500円（資料代として）

連絡先：06-6915-1508（Tel/Fax高橋）、072-444-8546（Fax. 増澤）

主催：肢体障害者二次障害検討会



「このままで障害者権利条約は批准できるのか～基本合意、骨格提言にもとづく総合福祉法の実現を～」9・4院内集会

基本合意文書の完全実現をめざす会の主催する9・4院内集会は、第2・第3会場も一杯となる全国から600名をこえる参加者がありました。新しい国会や制度改革の情勢を学びあい、障害者福祉法制のすすむべき方向を語り合い、基本合意、骨格提言にもとづく総合福祉法実現のための運動の課題を示す大集会となりました。



主催者あいさつにたった竹下義樹弁護士長は、「障害者の基本的人権の保障に向けては、どんな政権下であっても、充実・実現させることは必要。基本合意、骨格提言がまとめられたが、立法化に結びついていない。裁判は終わって、区切りはついたが、裁判で確認された内容が実現されるまでは私たちのとりくみは終わらない」と力強く発言しました。

その後、めざす会世話人の藤井克徳さん、弁護団の田中弁護士から基調報告がありました。第二部シンポジウムは、それぞれの立場から現状についての指摘があり、障害者をめぐる実態は、ますます深刻になっていることが明らかになりました。とりわけ、岡山市で介護保険優先原則に関する裁判を予定している浅田さんの発言は、大きな拍手が沸き起こりました。

10月に予定される臨時国会では、権利条約の批准が提案されるという見通しも出されています。形式的批准に終わらせることのないよう、今後も障害者団体が連携して、制度改革を求めていきたいと思えます。

大阪支部 事務局長 雨田 信幸

9. 4院内集会 アピール

71名の全国の仲間の代表が勇気を奮い起こし、自分の生活や内情をさらけ出してまで訴えた障害者自立支援法違憲訴訟とそれを支えた運動が、2010年1月7日、「基本合意」に結実しました。

基本合意は、国が障害者の意見を十分踏まえることなく、応益負担を導入した自立支援法をつくったことを反省し、平成25年(2013年)8月までに新たな総合福祉法制を実施することを約束しました。

この「基本合意」と障害者権利条約が指針となって制度改革が議論され、障害者基本法改正、障害者差別解消法などが成立し、総合支援法の9項目の「施行後3年見直し」に際して、総合福祉部会がまとめた「骨格提言」の実現も表明されました。

また私たちは、国との定期協議で、「非課税世帯の無償化」のすみやかな完全実施(自立支援医療の対象化)や、さらなる拡充(配偶者問題の解消など)を求めるとともに、現行の負担軽減水準の後退や改悪を絶対に許さない方針のもとに、基本合意の尊重、骨格提言の実施をめざす姿勢の確認、介護保険問題をクローズアップしました。

しかし、介護支給量の実情や課題、支援区分、支給決定のあり方の問題、65歳からの障害者と介護保険問題など、「骨格提言」の考え方と、障害者の生活実態にはまだまだ大きく深刻なズレがあります。さらには、社会保障制度改革国民会議では、生活保護や介護保険改悪の方向も出されています。障害者権利条約の日本の批准の声が聞こえてきますが、このままで障害者権利条約は批准できるのでしょうか。

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」「特別な権利ではなく、普通の市民と同等の権利を」「障害のある人となない人が分けへだてられることのない共に生きる社会」は、私たちの切なる思いです。

もしも、国が、「基本合意」をないがしろにし、反故にするような事態が生じた場合は、私たちはためらうことなく再提訴に踏み切る決意です。また、障害があるゆえに侵されている基本的な生活をとり返し、保障するための訴訟に連帯していきます。

新しい国会がはじまり、制度改革議論の正念場を迎えるにあたって、私たちは、たとえ道は険しくとも、「基本合意」や「骨格提言」を高く掲げ、多くの仲間や市民のみなさんとともに、総合福祉法の実現のため運動をさらに大きくすすめていきましょう。

2013年9月4日

9. 4院内集会 このままで障害者権利条約は批准できるのか
～基本合意、骨格提言にもとづく総合福祉法の実現を～ 参加者一同

大阪市交渉について

11月から12月上旬までに予定とされている大阪市交渉に向けて、きょうされん大阪市内ブロック(以下、大阪市内ブロック)は準備を進めています。

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員(以下、実行委員会)は、視覚障害者の団体、特別援学校関係者等から構成されています。大阪市内ブロックも実行委員会に所属しており、実行委員会を構成している団体が大阪市と交渉をします。しかし、大阪市との交渉の時間は2時間という枠組みの中で障害児教育について、障害者スポーツセンター存続について、障害者医療等といった要望項目について各団体が発言を予定している為に時間配分をきっちり調整をしなければなりません。

大阪市内ブロックとして、これまでの間、各事業所に大阪市交渉に向けて重点項目アンケートを実施し、お願いをしてきました。

重点項目に対しての修正、追加等具体的に出された課題を整理し、要望を取りまとめてきました。実行委員会は各団体から要望項目について取りまとめを行い、9月10日に要望書を提出しました。大阪市内ブロックの重点にしている項目としては**移動支援**、**関連、ホーム・居宅関連**、**地域活動支援センター**関連の三項目です。この3項目は大阪市として独自に加算、施策を講じていますが、まだまだ、事業を安定にできるだけの加算額、施策ではなく、各事業所が何とかやりくりしながら運営しているのが実情です。

要望項目の提出後の予定は、ホーム・居宅関連の会議の実施。地域活動支援センター関連の会議の実施を行い、要望項目に沿って具体的に大阪市へ要求をどう伝えていくのか。しっかりと具体的に発言の組織を行いながら、大阪市交渉までに準備を進めていきます。

各事業所の家族、利用者への周知も視野に入れ、家族には家族交流会を十月に予定をしており、家

族の皆さんが大阪市へ訴えたい事、家族が抱えている様々な悩み等を聞き取りながら、家族の声、要求を取りまとめ、大阪市交渉の参加へとつなげていきたいと考えています。

利用者にはアンケート等を活用しながら大阪市へ訴えたいこと、また、大阪市と話し合いの場があるという事を認識してもらい、今後、利用者が大阪市交渉に参加、発言へとつなげていきたいと考えています。

この間、大阪市交渉の準備段階で出来ていなかった部分、家族、利用者への呼びかけを一つ、一つ丁寧に調整しながら準備を進め、各会員施設、家族、利用者に大阪市交渉に対する周知をしっかりと行い、大阪市への発言等を集約をしていきながら、大阪市内ブロック全体で取り組み、運動をする意味合いでも最終的には各会員から大阪市交渉に参加へと導いていきたいと思えます。

大阪市内ブロック長

川守田博

KSブックレットNo.19

「障害のある人とともに」

あゆむ相談支援」書評

障害者自立支援法の改定(2011年12月)により、2012年4月から、「支給決定プロセスの見直し」として、障害福祉サービスの支給決定前に、原則としてすべての利用者に対してサービス利用計画の作成が義務づけられることになりました。そして、現在何らかの障害福祉サービスを利用している人に対しても、2014年度までにサービス利用計画を策定することになっていきます。

また、これに伴い、拡大されるサービス利用計画案の作成を担う「指定特定相談支援事業」が個別給付の事業者として新たに指定されることになりました。なお、2013年4月より、障害者自立支援法は障害者総合支援法と名称が変わりましたが、これら相談支援の制度的な枠組みは、いっさい何も変わっていません。そして、自立支援法そのままの総合支援法に移行して数ヶ月が経ちましたが、こうしたなかで、相談支援をめぐる問題として以

下の諸点が浮かび上がってきています。

①看過できない市町村格差、②実践にほど遠い「相談支援」体制、③限定的な相談支援と制度の谷間問題、④横断的な相談支援体制の不備

たしかに、相談支援事業所の数そのものは各地で増加してきたものの、依然として相談支援の「充実」には程遠く、むしろ本来の相談支援の実践を歪めることにしかならぬ事態が進行していることに、わたしたちはとても強い危機感を持たざるをえない状況です。

だからこそ、相談支援の第一線で働く相談支援専門員の個々それぞれが、本来の「相談支援」とは？とその本質を問い直し、さらには、常に自らの仕事(実践)を振り返り、確かめていく積み重ねが必要になっていいると思われまます。

相談支援というのは相談支援事業所で働く相談支援専門員のみが担っているわけではありません。相談支援事業所以外の働く場や生活支援の場において仲間個々の相談に応じることも、大切な相談支援活動です。むしろ、現場にて当事者・家族の話にきちんと耳を傾けた上

で、その思いを受けとめ、さらには当事者・家族に寄り添いながら随時対応していくといった相談支援活動こそ、私たちの仕事の原点ではないでしょうか。

さて、相談支援の第一線で働く相談支援専門員のみなさん、作業所など就労支援の現場で働く支援者のみなさん、入所施設やホームのスタッフのみなさん、ひいては、障害のある人の生活を支えるすべてのみなさん、自らの仕事(実践)を振り返るためにも、支援する上での一助とする上でも、この一冊『障害のある人とともにあゆむ相談支援』を手にとってみてはいかががでしょうか？ぜひご一読いただけたらと思います。

大阪支部 事務局次長
堀紀子



8月6日 きょうされんの誕生日に、 “KSブックレット”の新刊 発売!



KSブックレット No. 19

障害のある人とともにあゆむ 相談支援

■定価 700円(税込)
(10冊以上注文、送料無料)
■A5判 ■92ページ

きょうされん広報・出版・情報委員会 編/発行=きょうされん/発売=萌文社

障害のある人に 真によりそう「相談支援」とは…

「一件、16,000円…。相談者がお金に見えてくる…」といった、制度批判を含めた現場の声も聞かれるようになりました。この間相談支援は、「利用計画」の作成等の事業として取り組まれるようになり、障害のある人たちの困りごとを受け、共に解決していく＝相談支援活動が、単なる事務的な作業に矮小化されて捉えられる場面が多くなってきています。

きょうされん広報・出版・情報委員会では、今の情勢と現状を踏まえ、本来の相談支援とは何なのか、どうあるべきなのかを、実践を通じて再度考えていく必要があるという問題意識から、本ブックレットの発刊を企画しました。

本書では、実際に障害のある当事者を地域で支える、和歌山と埼玉の相談支援センターの実践を紹介。触法障害者の支援や行政との連携の仕方など、具体的な事例を取り上げました。最後には、相談支援の基本的なあり方・方向性についての提示を、日本福祉大学 木全和巳 教授よりご寄稿いただきました。この間の相談支援をめぐる情勢の特徴と現状を踏まえながら、相談支援の制度の解説と問題点についての整理、「骨格提言」で提起されている相談支援のあり方の提示など、これからの実践への期待が提起されています。

相談支援専門員の方だけでなく、作業所、就労支援の現場やグループホーム等で障害のある人の日々の生活に向かい合っている方にも、ぜひ、ご一読いただきたい一冊です。

■「相談支援の現場から一さいたま市における実践」

大須田 潤子 (社福) 鴻沼福祉会 中央区障害者生活支援センター来夢 相談支援専門員

■「ふたば福祉会の相談支援活動」

山本 峰代 (社福) ふたば福祉会 田辺・西牟婁障害者センター「り～ふ」相談支援専門員

■「当事者の声に耳を傾ける＝相談支援の原点をふりかえる」

池山 美代子 きょうされん相談支援部会長

■「相談支援をめぐる情勢と相談支援のあり方」

木全 和巳 日本福祉大学社会福祉学部 教授

※ ご注文は、きょうされん大阪支部事務局まで TEL: 06-6697-9144 FAX: 06-6697-9059

けんぽう講演会 今の世の中の【生きにくさ】について

講師：雨宮 処凜さん

日時：2013年11月16日(土) 14時～16時半

会場：大阪市立 平野区民ホール

協力券：参加協力金 500円

主催：憲法9条・25条を守る大阪の障害者・府民の会
(連絡先) きょうされん大阪支部 TEL: 06-6697-9144

※詳細につきましては、
次号にて掲載します。

平和憲法で行こう、
いのちと人権 輝く未来へ。

社会保障制度改革 国民会議報告書を

斬る



学習会の参加をお待ちしています

8月5日、社会保障制度改革国民会議が報告書をまとめ、安倍首相に提出しました。8月21日は改革のスケジュールを定めた「プログラム法案」が閣議決定されました。学習会を確信に運動を取り組みましょう。

●日時 **10月4日(金)**

1回目 14:00～16:00 2回目 18:30～20:30
(同じ内容で2回行います。ご都合のつく時間帯でご参加ください)

●場所 **M&Dホール** (大阪府保険医協同組合会館 5階)
(大阪市浪速区幸町1-2-34)

●講師 **石倉 康次**さん
(総合社会福祉研究所理事長・立命館大学教授)
内容 / 新自由主義路線のイギリス、福祉国家のスウェーデンの社会保障制度を学びながら、日本の社会保障を考えます。



【主催】社会保障制度改革推進法廃止を求める大阪実行委員会
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2国労会館1階
大阪社会保障推進協議会付付
TEL 06-6354-8662 FAX 6357-0848

☆お詫び☆

8月号(8月22日発行)の6面に掲載しました、新加盟施設紹介の記事においてNigellaの住所等の掲載が抜けてしまっていたことをお詫び致します。

NPO法人will Nigella(生活介護)

吹田市千里山西1丁目27-11

TEL・FAX: 06-6330-4280

E-mail: nigella201311@cronos.ocn.ne.jp

編集後記

「〇〇が遺体で発見され・・・殺人が・・・」など毎日のようにテレビなどで報道されています。人の命が奪われたことを番組の「ネタ」としか扱っていないような最近のメディアに違和感を覚えます。六年前の安永健太さんの事件も世間ではそんな「ネタ」の一つだったのかもしれない。そんなことにならないよう、私たちは彼と家族の無念を晴らすために一緒に頑張っていかなければいけません。そう強く思った京都でのフォーラムでした。(N)

2020年の夏の五輪・パリオリンピックの開催地が東京に決まった。安倍首相は、福島原発に関して、「状況はコントロール下にあり」と発言したが、果たしてそうなのであるか。決して、東京五輪に反対するわけではない。ただ、現実にある多くの問題としっかり向き合わなければならない状況であることを忘れてはならない。(H)